

社会福祉法人愛隣会 役員及び評議員報酬規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人愛隣会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の日常の主たる業務の遂行に関して常時意思決定を行っているものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 無報酬
- (3) 評議員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬額は別表第3に定める額とする。

(報酬の支払)

第5条

理事の報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づきその理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬のうちからその金額を控除して支払うものとする。

- 2 理事から申出があったときは、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込み方法によって支払うことができる。

(報酬の支払方法)

第6条

報酬は制定月額を毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

※一人当たり年間【400千円×在職年数】を上限とする。

但し、この法人が常勤理事全体に対して支給する役員報酬の総額は年間10,000千円を上限とする。尚、常勤の各理事個別の年間報酬については評議員会において決定する。

別表第2 (非常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事	無報酬

別表第3 (評議員の報酬)

役職名	報酬の額
評議員	無報酬

・附則 この規定は平成29年9月27日から施行する。